

## 農 業 委 員 会 会 議 録

1. 開催日時 平成27年8月10日（金）午後3時00分～午後3時25分  
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室  
 3. 出席委員 (16名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏	13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
6		11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
	弓場 一郎	12	藪内 聿彦	—	—

4. 欠席委員 (1名)  
 5番、高井信安

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名待機  
 第2 会議書記の指名  
 第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第4号 その他

1) 特定農地貸付け承認申請について

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通

事務局長補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議 長 それでは定刻になりましたので、ただ今から8月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告申し上げます。

(会長あいさつ)

議 長 それでは、議事に入ります前に署名委員が必要ですので、その点についてお諮りさせていただきますが、私から指名させて頂くことに異議ございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしとのお声を頂きましたので、本日の署名委員に7番、梅田委員さんと、12番、藪内委員さんのお二人を指名致しますのでよろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には、事務局の仲川局長、龍補佐を指名致します。それでは、ただ今

から議事に入りますが、この案件につきましては、稲岡委員が申請人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願い致します。

なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

(稲岡委員 退席)

議長 事務局 それでは、事務局より説明願います。

議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、贈与による所有権の異動でございます。

番号1番申請地、大字□□、□□番□(地目)田(面積)1,400㎡、譲受人、大字□□、□□□□(□□/□□□)、譲渡人、大字市場、稲岡丈介(□□/□□□)贈与による所有権移転の異動で、申請理由は後継者育成のためでございます。なお、耕作地面積は9,020㎡と下限面積は満たしております。以上、第1号議案につきましては1件の申請で、申請に伴います書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請書に記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。まず、受人が権利取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し耕作するかという全部効率利用要件につきましては、現在保有されている農地の管理状況や世帯員の人数、また、取得する農地も含めて、すべての農地を耕作するとのことでありますので、今後も効率的に利用することが見込まれますので支障がないものと考えます。次に、譲受人が耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からして、現在も一緒に農作業に従事しており、取得後も引き続き農作業に従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請書の内容及び本人からの聴取によりまして従来どおり支障がないものと考えます。

以上、番号1番については、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、第1号議案について、何かご意見、ご質問などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 議長 異議なしとの声がありましたので、採決致します。それでは、第1号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議長 議長 全員賛成ですので第1号議案については、委員会処理に決定致します。それでは、次に入ります前に稲岡委員の入室、着席をお願い致します。

(稲岡委員 入室、着席)

議長 議長 続きまして、議案第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を使用貸借権の設定により農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番申請地、大字□□□、□□番□(地目)畑(面積)194㎡、借受人、大字□□□(株)□□□□、貸出人、大字□□□、□□□□、使用貸借権の設定による障害児通所支援事業施設への転用申請でございます。場所は部会現地調査順序表第1番目、社会福祉法人□□寮より南西へ約100mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、第2号議案につきましては1件の申請でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告をお願いします。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。□□□の(株)□□□□さんの申請についてですが、障害児通所支援事業施設を建てたいため、北側に自宅があり、その空き地と畑部分とを使用して建築される計画です。現況は畑で東側は田、西側と南側は自作地、北側は自宅です。現状を整地して建築されるようで、汚水は浄化槽を設けて排水、雨水は既存のU字側溝に排水する計画です。農地部会では妥当な申請であろうとの審議結果でした。以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 　それでは説明させていただきます。1番、大字□□□の申請の農地区分は、第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金と借入金とでまかなう計画で、それぞれの金融機関の預金通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、本人からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手とのことでありましたので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。以上ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この第2号議案について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願いします。

(なしの声有り)

議 長 　ご意見、ご質問などがないようですので、採決に入ります。第2号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので第2号議案は県へ送付することに決定致します。それでは次に議案第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせていただきました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字□□□、□□□□、利用権を設定する者□□□□、□□□□□、利用権を設定する農地、大字□□□、□□□番地(地目)畑(面積)762㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を栽培しての利用でございます。利用期間は平成27年8月1日から平成30年7月31日までの3年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字□□、□□□、利用権を設定する者□□市□□町□□□□、利用権を設定する農地、大字□□、□□□番□(地目)田(面積)1,840㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を栽培しての利用でございます。利用期間は平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を

行うと認められること。及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。この内容をご承認いただければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

（意見、質問なし）

議 長 　ご質問などがないようですので、採決致します。第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、第3号議案は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

議 長 　次に入ります。議案第4号その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案第4号、その他の1番、特定農地貸付け承認申請について説明致します。本件は、市内の休耕農地、あるいは遊休農地等を市民農園として活用するため、それぞれの申請者と大和高田市の産業振興課とで調整され、今回、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付けについての承認の申請があったものでございます。

番号1番、所有者□□町□□□□、□□□□ね市民農園開設者□□町□□□□ね貸付け農地□□□町□□□番地（地目）田（面積）859㎡、場所は部会現地調査順序表第2番目□□□学校より南へ約100mのところでございます。

番号2番、所有者、大字□□、□□□□、市民農園開設者、大字□□、□□□□、貸付け農地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）855㎡、場所は部会現地調査順序表第3番目□□□□学校より南へ約100mのところでございます。

以上、2件の承認申請につきましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項第1号、10アール未満の農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。第2号、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。第3号、5年を超えない農地の貸付けであること。第4号又は第5号、イ)ロ) いずれかに該当する農地に係るもので、農林水産省令で定める事項を内容とする貸付協定を市町村との2者間で締結していることなど、第1号から第5号までの各要件に該当しています。特定農地貸付けの承認につきましては、農業委員会は、この承認の申請が、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて農地が適当な位置にあるなど一定の要件に該当する場合は承認することとなっております。この内容をご承認頂ければ、それぞれの申請者に対し、その旨の回答をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問などのある方は挙手でお願い致します。

議 長 　ご意見、ご質問等がないようですので、議案第4号、その他の1番については原案のとおり承認することと致します。続きまして議案第4号、その他の2番を議題と致します。事務局より説明を願います。

事務局 　議案第4号、その他の2番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第5条第1項第6号規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出について、専決処理を行った案件の事後報告でございます。なお、今回、議案と致しましたのは、平成27年6月26日から平成27年7月27日までに届出が

あった案件でございます。

番号1番、転用届出地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）112㎡譲受人、大字□□、□□□□、譲渡人□□町□□□□、売買による所有権移転で、一般住宅への転用届出であります。平成27年7月24日に確認委員さんの藤岡委員さんに連絡いたしまして、事務局も現地を確認し、書類等も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして、専決処理を行ったものでございます。以上、第5条関係1件の専決処分の報告でございます。

議 長 　　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

議 長 　　ご質問などがございませんので、報告第1号を終わります。確認委員の藤岡委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 　　他にないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで8月の定例委員会を終らせて頂きます。

本議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長	松田 榮義
署名委員	梅田 昌宏
署名委員	藪内 聿彦